

児童手当のご案内



錦見陽奈ちゃん・翔太くん

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

なお、6月支給分からは平成20年度（19年分）の所得で審査を行いますので、これまで所得制限により児童手当を受給できなかった方も、別表の所得制限限度額を参考に、5月中に認定請求の手続きをしてください。5月以降も申請できますが、申請の翌月から支給開始となりますので、お早めに手続きを行ってください。

支給対象 小学校修了前の児童を養育し、所得基準を満たす方

支給手続き こども育成グループ

プ窓口で必要書類をご提出ください。（公務員の方は勤務先で手続きしてください）

必要書類 児童手当認定請求書

（市役所で用意しています）、認印、預金通帳（口座番号の分かるもの）、平成20年度（19年分）児童手当所得証明書（※平成20年1月1日現在高浜市に住民票がなかった方のみ）、申請者本人の健康保険証の写し（※厚生年金な

扶養親族等の数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金等加入者）
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

※ 扶養親族数は税法上の控除対象者をいいます。所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、上記金額に1人につき6万円が加算されます。
 ※ 扶養親族などの数が6人以上の場合は、1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算してください。

▶ **所得制限限度額**（単位／万円）

ど加入者のみ）
支給月額

- ・ 3歳未満 一律1万円
- ・ 3歳以上
（第1・第2子）5,000円
（第3子）1万円

支払時期 原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

中学生とあかちゃん親子のふれあい交流事業

協力者親子募集



おてん婆おてん娘まちづくりの会では、中学3年生の家庭科の授業の一環として、あかちゃん親子との交流の機会を提供しています。

昨年参加した中学生は、あかちゃんだった頃の自分や育ててくれた親の気持ちを知ることができ、親への感謝や将来自分が親になるときに思いをはせてい

ました。あかちゃん親子との交流を通し、命のつながりを実感できる貴重な機会になりました。今年度も事業を実施するにあたり、協力して下さるあかちゃん親子を募集します。ぜひご協力ください。

開催時期 5月～11月（全12回）
会場 高浜中学校、南中学校

内容 中学生があかちゃんのお世話や遊び相手をしめます。保護者の方は、中学生を見守りながら、あかちゃんと接するポイントや子どもに対する思いを伝えてください。

募集対象 1歳未満のあかちゃんとその保護者の方30組程度
※きょうだいで参加される場合は、1歳以上のお子さんも参加できます。

※都合のつく日程に参加いただければ結構です。

申込方法 こども育成グループに電話、ファクス、Eメールなどで、申し込んでください。申込時に、①あかちゃんの名前、②同伴するきょうだいがいらっしゃる場合は、その方の名前、③保護者の名前、④連絡先の電話番号、⑤メールアドレスをお伝えください。

申込・問合せ先
こども育成グループ
☎ 52-11111（内線362）

・ おてん婆おてん娘まちづくりの会（古橋）
☎ 52-65098

協力者親子募集

市では、「たかはま子ども市民憲章」普及啓発の一環として、平成20年度より新たに「子どもと大人の関係を考える委員会」を設置します。設置にあたり、市民の皆さんから委員を募集します。

対象 市内在住、在勤、在学または市内で子育て支援活動をされている方で、子どもの権利に関心のある方。
会議回数 年3回程度
※その他、内容によっては打ち合わせを月に数回行う場合もあります。

募集人数 10人程度
任期 2年（平成22年3月31日まで）

申込方法 こども育成グループ 備え付けの応募用紙で申し込んでください。

申込期限 5月15日（木）
問合せ先
こども育成グループ
☎ 52-11111（内線363）